

経済対策に盛り込まれた 施策の進捗について (円高による「痛み」の緩和)

景気対応検討チーム
平成24年1月20日

経済産業省

円高による「痛み」の緩和に資する施策の進捗①

セーフティネット保証の延長・要件緩和

【事業概要】

平成23年度下半期について、円高等の影響を踏まえ、引き続きセーフティネット保証5号の対象業種を原則全業種(82業種)とする措置を実施。

また、円高の影響によって、急激に売上高が減少している中小企業者等を対象に、セーフティネット保証5号の利用要件を緩和。

【取組状況】

平成23年10月以降のセーフティネット保証5号の保証承諾実績は、平成24年1月13日現在で47,160件(7,293億円)となっている。

セーフティネット貸付等の金利引下げ

【事業概要】

円高等の影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業者等を支援するため、日本政策金融公庫等による低利融資を行う。

- ・セーフティネット貸付の金利引き下げ(最大▲0.5%)
- ・設備資金貸付の金利引き下げ(▲0.5%)

【取組状況】

平成23年12月12日から制度拡充を実施し、平成24年1月13日現在で、中小企業向けの貸付実績は、10,954件(1,776億円)となっている。

下請かけこみ寺の相談機能強化

【事業概要】

円高の影響により厳しい経営環境におかれている中小企業の正当な利益の確保と産業基盤の維持を図るため、各都道府県で取引や法務に関する弁護士相談会を開催し、長期的・継続的取引関係の維持を目指す観点も踏まえたアドバイスを行う。

【取組状況】

現在、相談弁護士の選定を行っており、平成24年2月から各都道府県において順次相談会を開催する予定。

下請代金支払遅延等防止法の厳格運用

(下請取引適正化推進月間の実施:平成23年11月)

【事業概要】

下請法の法令遵守の徹底を促すため、「円高の影響が現れ易い親事業者」や「過去に同様の改善指導を2回以上受けている親事業者」に対して、特別事情聴取を平成23年11月に実施。

【取組状況】

平成23年11月の下請取引適正化推進月間において、特別事情聴取を7件実施し、全ての案件について再発防止策が講じられた。

円高による「痛み」の緩和に資する施策の進捗②

自己資本が毀損した中堅企業等の資本充実策

【事業概要】

経済環境の変化により、業況が悪化した企業のうち、自己資本が毀損した中堅企業等を対象に、

- ①民間投資家の投資を促すため、中小企業基盤整備機構が最大で民間資金と同額を出資(事業規模600億円、うち中小機構の出資規模300億円)。
- ②民間金融機関の融資を促すため、指定金融機関(商工中金等)が資本性劣後ローンを実施(事業規模375億円、うち指定金※150億円)。※指定金融機関による資本性劣後ローンの額

【取組状況】

- ①機構が行う出資の要件を決定後、平成24年1月下旬を目途に、機構から出資を受ける投資組合の募集を開始予定。
- ②商工中金は、平成23年12月12日から劣後ローンの利用について事業者からの相談を受付中。

経営資源融合を行う中小企業の資本力強化事業

【事業概要】

経済環境の変化により、単独では存続が困難な中小企業等について、合併促進、技術・設備投資の集約による競争力強化を図るため、中小企業基盤機構を通じて出資を実施。

【取組状況】

民間投資会社に対する周知を実施済み。
機構が行う出資の要件を決定後、平成24年2月を目途に、機構から出資を受ける投資組合の募集を開始予定。